

総行行第43号
国土入企第34号
平成25年3月8日

各都道府県知事 殿
（市町村担当課、契約担当課扱い）
各都道府県議会議長 殿
（議会事務局扱い）
各政令指定都市市長 殿
（契約担当課扱い）
各政令指定都市議会議長 殿
（議会事務局扱い）

総務省自治行政局長

国土交通省土地・建設産業局長

公共工事の迅速かつ円滑な施工確保について

日本経済再生のためには、「日本経済再生に向けた緊急経済対策」（平成25年1月11日閣議決定）及び平成25年2月26日に成立した平成24年度補正予算の迅速かつ着実な実行が重要です。

「日本経済再生に向けた緊急経済対策」では、「施策の早期の実施を通じて経済への効果が一日も早く発揮されるよう、公共事業等に係る入札公告の前倒しや入札に関する手続きの簡素化その他の契約手続の迅速化、前払金制度の積極的活用等により予算の早期執行に万全を期する。」とされているところです。また、「契約価格の適正化、人材不足への対応等」により、「公共事業の円滑な施工確保」に取り組むこととされております。

各地方公共団体におかれては、前記「日本経済再生に向けた緊急経済対策」の趣旨及び「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」（平成23年8月25日付け総行第126号・国土入企第14号）において要請した内容を踏まえ、下記の措置を講じることにより、迅速かつ円滑な施工確保を図っていただくようお願いします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村（政令指定都市を除く。）の長及び議会の議長に対しても、本要請の周知をよろしくお願いします。

記

1. 入札手続き期間の短縮・発注業務の効率化等について

入札・契約手続の実施に当たっては、透明性及び公正性の確保等を図るとともに、事業に早期に着手できるよう、入札公告等の準備行為を前倒して行うことや、総合評価落札方式における提出資料の簡素化等や指名競争入札方式の活用等により可能な限り手続に要する期間の短縮に努めるとともに、事業執行の迅速化や効率化に資する適切な規模での発注及び総合評価落札方式における技術審査・評価業務の効率化等により、事務の改善及び効率化に努めること。

2. 契約価格の適正化について

（1）施工箇所が点在する工事の間接費の積算、遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更及び地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更について

工事の発注量や資機材、労務の需給に係る状況等から入札不調・不落や資機材の不足が懸念される地域では、施工箇所が点在する工事の間接費の積算、遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更及び地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更について、「平成24年度補正予算等の執行における積算方法等に関する試行について（平成25年2月6日付け国技建第7号）」のとおり、国土交通省直轄工事における試行に係る運用が定められたところであるので、これを参考として、適切な運用に努めること。

（2）予定価格等の事前公表の見直しについて

低入札価格調査基準価格及び最低制限価格については、その事前公表により、当該近傍価格へ入札が誘導されるとともに、入札価格が同額の入札者のくじ引きによる落札等が増加する結果、適切な積算を行わずに入札を行った建設業者が受注する事態が

生じるなど、建設業者の真の技術力・経営力による競争を損ねる弊害が生じうること、地域の建設業の経営を巡る環境が極めて厳しい状況にあることにかんがみ、事前公表は取りやめ、契約後の公表とすること。

予定価格についても、その事前公表によって同様の弊害が生じかねないこと等の問題があることから、事前公表の適否について十分に検討した上で、弊害が生じた場合には速やかに事前公表の取りやめ等の適切な対応を行うものとする。

(3) いわゆる歩切りの排除について

いわゆる歩切りによる予定価格の切り下げは、予定価格が財務規則等により取引の実例価格等を考慮して適正に定められるべきものとされていること、公共工事の品質や工事の安全の確保に支障を来すとともに建設業の健全な発達を阻害するおそれがあることから、これを行わないこと。

(4) 低価格入札調査基準価格及び最低制限価格の見直しについて

適正価格での契約の推進を図るため、低価格入札調査基準価格及び最低制限価格については、平成23年4月に改正された「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」を踏まえた算定方式の改定等により適切に見直すこと。

(5) 設計変更等の適切な実施について

設計図書の不備等による着工の遅れ、人員不足による検査の遅れなど発注者側の事情に起因して工期が長期化した場合には、設計変更等により適切に対応すること。

3. 技術者の専任等に係る取り扱いについて

主任技術者の専任に係る取扱い、現場代理人の常駐義務緩和に関する運用及び監理技術者等の専任を要しない期間の設定については、「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて」（平成25年2月5日付け国土建第349号）における趣旨を踏まえ、適切に対応すること。

4. 地域の建設業者の受注機会の確保について

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法律第97号)に基づく中小企業者に関する国等の契約の方針及び平成24年6月22日に閣議決定された「平成24年度中小企業者に関する国等の契約の方針」の趣旨を踏まえ、引き

続き中小建設業者等の受注機会の確保に努めること。

5. 資金調達の円滑化について

前払金・中間前払金について未導入の団体については早急にその導入を図るとともに、前金払制度のさらなる活用や支払限度額の見直し、工事請負代金の支払手続の迅速化に努めること。

また、地域建設業経営強化融資制度について、引き続き積極的な活用を努めるとともに、本制度の趣旨を踏まえ、債権譲渡の承諾手続の迅速な運用に努めること。

6. 就労環境の改善について

公共工事の増加に伴い、建設労働者の勤務時間の増加、工期延長に伴う資金不足による賃金支払いの遅延等の就労環境の悪化が懸念されるところであり、また、2月26日に成立した補正予算による経済効果の早期発現のためには、発注者から元請企業、下請企業を通じて建設労働者に至るまで適切に支払いが行われることが重要であることに鑑み、適切な工期の設定や柔軟な設計変更、前払金・中間前払金の活用などにより建設労働者の就労環境の改善に努めること。

また、国土交通省直轄工事においては、事業者が本来負担すべき法定福利費の額が予定価格に適切に反映されるよう、現場管理費率式の見直しを行い、平成24年4月1日から適用しているが、貴団体発注工事においても同様の見直しを行うことにより、建設労働者にとって最低限の福利厚生であり法令上の義務である社会保険等への加入促進を図ること。

7. 発注者協議会等の活用について

上記のほか、公共工事の迅速かつ円滑な施工確保に向けて必要な事項については、適宜、発注者協議会等の場を活用して協議等を行うこととしているので、適切に対応すること。

8. 資材不足等への適切な対応について

公共工事の増加に伴う、建設資材の不足や価格上昇についての情報を適切に収集するとともに、不足や価格上昇が具体化した際には、建設資材対策地方連絡会等を通じ、建設業団体、資材団体等と情報共有を図りつつ、連携して適切な対策を講じること。

参考

国 技 建 第 7 号
平成 25 年 2 月 6 日

各地方整備局 技術調整管理官 殿
北海道開発局 技術管理企画官 殿
沖縄総合事務局 技術管理官 殿

大臣官房 技術調査課
建設システム管理企画室長

平成 24 年度補正予算等の執行における積算方法等に関する試行について

平成 24 年度補正予算の執行においては、「平成 24 年度補正予算等に係る国土交通省所管事業の執行に向けた入札・契約業務等の円滑な実施について」（平成 25 年 1 月 15 日付け国官総第 279 号、国官会第 2589 号、国地契第 69 号、国官技第 247 号、国営管第 386 号、国営計第 86 号、国北予第 45 号）（以下「大臣官房長通知」という。）及び「平成 24 年度補正予算等に係る国土交通省所管事業の執行に向けた入札・契約業務等の円滑な実施に関する具体的手続きについて」（平成 25 年 1 月 15 日付け国地契第 70 号、国官技第 248 号、国営管第 387 号、国営計第 87 号、国港総第 384 号、国港技第 95 号、国空予管第 449 号、国空安保第 499 号、国空交企第 518 号、国北予第 46 号）にて通知しているところであるが、早期の予算執行に万全を期するため、当分の間、積算方法等に係る下記の試行を進めることとするので、各地方整備局等においては、工事の発注量や資機材、労務の需給に係る状況等から入札不調・不落や資機材の不足が懸念される地域では、必要と思われる試行項目を積極的に適用するよう管内所管部局を指導するなど、適切に運用されたい。

記

1. 施工箇所が点在する工事の間接費の積算について

（1）趣旨

「施工箇所が点在する工事の積算方法について」（平成 24 年 2 月 14 日付国技建第 5 号）（以下、「室長通知」という。）により、「市町村をまたぎ、施工箇所が複数ある工事に

については、工事箇所（市町村単位）ごとに共通仮設費、現場管理費の算出を可能とする。」こととしているところであるが、広域の市町村も存在している状況等を鑑みると、積算額と実際に要する費用との間になお乖離が生じる場合も考えられる。

また、平成 24 年度補正予算の執行にあたっては、大臣官房長通知において、事業執行の迅速化や効率化に資する適切な規模での発注を行うこととされている。このため、早期の予算執行に万全を期すため、室長通知に定める工事箇所の範囲を細分できることとする。

（２）対象工事

平成 24 年度補正予算の成立日以降に入札契約手続きを開始する工事において、施工箇所が複数あり、施工箇所の点在範囲が 5 k m 程度を超え、工事の施工形態等を考慮すると、同一施工箇所として取り扱った場合に積算額と実際に要する費用との間に乖離が生じるおそれがあると発注者が判断するもの。

（３）工事箇所の設定方法

施工箇所が点在する工事については、原則として市町村単位で工事箇所を設定した上で、なお施工箇所が点在する工事箇所について、点在範囲が 5 k m 程度を越えなくなる回数を限度に細分できることとする。

（４）主な手続き

- ① 入札公告及び入札説明書に、以下の記載例を参考に、本試行の対象であることを記載するものとする。

<記載例>

本工事は、施工箇所が点在する工事であり、共通仮設費及び現場管理費について標準積算と施工実態に乖離が考えられるため、『〇〇地区』（施工箇所〇〇、〇〇）『△△地区』（施工箇所〇〇、施工箇所〇〇）、『□□地区』（施工箇所〇〇）ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事積算方法の試行工事」である。

- ② 特記仕様書に、以下の記載例を参考に本試行の対象工事であることを記載するものとする

<記載例>

第◇条 施工箇所が点在する工事の積算方法の試行工事

- （１）本工事は、施工箇所が点在する工事であり、共通仮設費及び現場管理費について標準積算と施工実態に乖離が考えられるため、『〇〇地区（施工箇所〇〇、〇〇）、△△地区（施工箇所〇〇）、□□地区（施工箇所〇〇）（以下、対象地区という）』ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在す

る工事の積算方法の試行工事」である。

- (2) 本工事における共通仮設費の金額は、対象地区毎に算出した共通仮設費を合計した金額とする。また、現場管理費の金額も同様に、対象地区毎に算出した現場管理費を合計した金額とする。

なお、共通仮設費率及び現場管理費率の補正（大都市、施工地域等）については、対象地区毎に設定する。

- (3) 本工事は、「間接工事費等諸経費動向調査」の対象工事であり、別途監督職員より通知される調査要領等に基づき調査票の作成を行う。

調査票は、工事終了後速やかに監督職員に提出するものとする。又、調査票の聞き取り調査等を実施する場合にはこれに協力するものとし、調査票の根拠となった契約書等を提示するものとする。

注)『〇〇地区（施工箇所〇〇、〇〇）』『△△地区（施工箇所〇〇）』『□□地区（施工箇所〇〇）』の部分には、共通仮設費及び現場管理費を個別に積み上げる地区及び橋梁名等を記載する。

2. 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更について

(1) 趣旨

平成 24 年度補正予算の執行に伴う工事においては、一部の建設資材のひっ迫が生じ、通常は地域内から調達している砂利等の建設資材についても、安定的に確保するために場合によっては遠隔地から調達せざるを得なくなる場合が想定される。

このため、建設資材のひっ迫が懸念される地域においては、当該建設資材について当初に調達条件を明示した上で、工事実施段階において当初の調達条件によりがたい場合には輸送費や購入費用など調達の実態を反映して設計変更を行うこととする。

(2) 対象工事

- ・平成 24 年度補正予算の成立日以降に入札契約手続きを開始する工事
- ・平成 24 年度補正予算の成立日以降に既契約工事に追加する工事

(3) 設計変更対象項目

通常、地域内から調達する採石、土砂等の建設資材の購入、輸送費等の調達に要する費用及び通常、特定の所在地から調達する仮設材の輸送費等の調達に要する費用。なお、ここでの「地域」及び「所在地」とは、各地方整備局にて通常の工事積算で使用している基準を使用することとする。

(4) 主な手続き

- ① (2) の工事においては、特記仕様書に以下の記載例を参考に、本試行の対象であることを記載するものとする。

<記載例>

次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。また、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出するものとし、その費用について設計変更することとする。

資 材 名	規 格	調達地域等
骨材	C-40	〇〇地区
土砂		〇〇地区
仮設材（鋼矢板）	Ⅳ型	〇〇市

- ② 受注者は、当初契約締結後において、安定的な確保を図るために、建設資材を当該地域以外から調達せざるを得なくなった場合には、事前に監督職員と協議するものとする。
- ③ 事前協議した建設資材の調達に係る支出実績を踏まえて設計変更する場合は、最終精算変更時点において、当該費用に関して実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。）を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。なお、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。

3. 地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更について

(1) 趣旨

平成 24 年度補正予算の執行に伴う工事においては、今後の工事の本格化に伴って労務市場がひっ迫し、宿泊費や労働者の赴任手当てなど地域外からの労働者確保が必要になる場合が想定されることから、労務のひっ迫が懸念される地域においては、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更があった場合、必要となる費用について設計変更により対応できることとする。

(2) 対象工事の範囲

- ・平成 24 年度補正予算の成立日以降に入札契約手続きを開始する工事
- ・平成 24 年度補正予算の成立日以降に既契約工事に追加する工事

(3) 設計変更の対象項目

「土木請負工事の共通仮設費算定基準（昭和 55 年 2 月 22 日付建設省官技発第 89 号、最終改正：平成 20 年 3 月 24 日付国官技第 314 号）」における下記 1) ～ 3) の項目及び「土木請負工事工事費積算基準（昭和 42 年 7 月 20 日付建設省官技発第 35 号、最終改正：平成 24 年 3 月 30 日付国官技第 343 号）」における下記 4) ～ 5) の項目とする（以下「実績変更対象費」という）。

- 1) 9 (1) ニ 労働者の輸送に要する費用
- 2) 9 (1) ホ 上記イ,ロ,ハに係る土地・建物の借上げに要する費用のうち『宿泊費』
- 3) 9 (1) ホ 上記イ,ロ,ハに係る土地・建物の借上げに要する費用のうち『借上費』
- 4) 3 (2) イ (イ) 労務管理費（あ）募集及び解散に要する費用
- 5) 3 (2) イ (イ) 労務管理費（え）賃金以外の食事、通勤等に要する費用

(4) 主な手続き

- ① 入札公告及び入札説明書に、以下の記載例を参考に本試行の対象工事であることを記載することにより、周知するものとする。

<記載例>

本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準書の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。

営 繕 費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

（宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る。）

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

- ② 特記仕様書に、以下の記載例を参考に、本試行の対象工事であることを記載するものとする。

<記載例>

第1条 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準書の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。

営 繕 費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

（宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る。）

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

第2条 受注者から請負代金内訳書の提出があった後、発注者は工事費構成書にて共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象費の割合を提示するものとする。

第3条 受注者は、当初契約締結後の単価合意を行う際に、前条で示された割合を参考にして実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した実施計画書（様式1）を作成し、監督職員に提出するものとする。

第4条 最終精算変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合は、変更実施計画書（様式2）及び実績変更対象費に実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。）を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

第5条 受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。

第6条 実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、共通仮設費率分は、土木工事標準積算基準に基づく算出額から実施計画書（様式1）に記載された共通仮設費率分の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。また、現場管理費は、土木工事標準積算基準に基づく算出額から実施計画書（様式1）に記載された現場管理費の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。

なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって金額の変更を行うものとする。

第7条 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。

第8条 疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

- ③ 受注者から請負代金内訳書の提出があった後、発注者は工事費構成書にて共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象費の割合を提示する。
(既契約の工事に追加する場合は、速やかに、②の特記仕様書記載例の内容について、指示を行うとともに、指示後10日以内に工事費構成書にて当初の共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象費の割合を提示する。)
- ④ 受注者は、当初契約締結後の単価合意を行う際に、③により発注者から示された割合を参考にして実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した実施計画書(様式1)を作成し、監督職員に提出するものとする。
(既契約の工事に追加する場合は、③により実績変更対象費の割合の提示を受けた後、速やかに実施計画書(様式1)を作成し、監督職員に提出するものとする。)
- ⑤ 最終精算変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合は、変更実施計画書(様式2)及び実績変更対象費に実際に支払った全ての証明書類(領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。)を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
なお、受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。
- ⑥ 実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、共通仮設費率分は、土木工事標準積算基準に基づく算出額から実施計画書(様式1)に記載された共通仮設費率分の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。また、現場管理費は、土木工事標準積算基準に基づく算出額から実施計画書(様式1)に記載された現場管理費の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって金額の変更を行うものとする。
- ⑦ 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合があるものとする。
- ⑧ 疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

4. その他

東日本大震災被災地で特に被害が大きい岩手県、宮城県及び福島県においては、「被災地以外からの労働者確保に要する追加費用に対する当面の運用について」（平成 24 年 2 月 29 日付け国技建第 6 号）及び「東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行について」（平成 24 年 6 月 27 日付け国技建第 3 号）を通知しているところであり、本通知と合わせて、必要な試行項目を積極的に活用されたい。

以上

実績変更対象費に関する実施計画書

費 目		費 用	内 容	計上額
共 通 仮 設 費	営繕費	借上費	現場事務所、試験室、労働者 宿舎、倉庫、材料保管場所等 の敷地借上げに要する地代及 びこれらの建物を建築する代わ りに貸しビル、マンション、民家 等を長期借上げする場合に要 する費用	
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿 泊する場合に要する費用	
		労働者送 迎費	労働者をマイクロバス等で日々 当該現場に送迎輸送(水上輸 送を含む)をするために要する 費用(運転手賃金、車両損料、 燃料費等含む)	
	小 計			
現 場 管 理 費	労 務 管 理 費	募集及び 解散に要 する費用	労働者の赴任手当、労働者の 帰省旅費、労働者の帰省手当	
		賃金以外 の 食 事、 通勤等に 要する費 用	労働者の食事補助、交通費の 支給	
	小 計			
合 計				

実績変更対象費に関する変更実施計画書

費 目		費 用	内 容	当初 計上額	変更 計上額	差額
共 通 仮 設 費	営 繕 費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要する地代及びこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用			
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用			
		労働者 送迎費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要する費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）			
	小 計					
現 場 管 理 費	労 務 管 理 費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当			
		賃金以外の食事、通勤等に要する費用	労働者の食事補助、交通費の支給			
	小 計					
合 計						

参考

国土建第 3 4 8 号
平成 2 5 年 2 月 5 日

都道府県主管部局長（建設業許可部局長） あて

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて

建設業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号。以下、「法」という。）第 2 6 条、建設業法施行令（昭和 3 1 年政令第 2 7 3 号。以下、「令」という。）第 2 7 条により、建設工事の現場に置くこととされている主任技術者又は監理技術者（以下、「監理技術者等」という。）については、監理技術者制度運用マニュアル（平成 1 6 年 3 月 1 日国総建第 3 1 5 号。以下、「制度運用マニュアル」という。）により、その適正な配置をお願いしてきたところであり、また、現場代理人については、公共工事標準請負契約約款（以下、「標準約款」という。）において、常駐義務緩和に関する規定が設けられているところですが、今般、その取扱い等を下記のとおり定め、地方整備局等あて通知しましたのでお知らせします。

貴職におかれては、貴管内の公共工事発注機関等の関係行政機関及び建設業者団体に対しても速やかに関係事項の周知方お願いします。

また、「東日本大震災の被災地における建設工事の技術者の専任に係る当面の取扱いについて」（平成 2 4 年 2 月 2 0 日付け国土建第 2 6 5 号）は、廃止します。

記

1. 令第 2 7 条第 2 項の当面の取扱いについて

令第 2 7 条第 2 項においては、同条第 1 項に規定する工事のうち密接な関係のある二以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができることとされているところであるが、当面の間、以下のとおり取り扱うこととする。

なお、当該規定については監理技術者には適用されないことに留意されたい。

- (1) 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事(※)で、かつ、工事現場の相互の間隔が5km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、令第27条第2項が適用される場合に該当すると判断して差し支えない。

(※「東日本大震災の被災地における建設工事の技術者の専任に係る当面の取扱いについて」(平成24年2月20日付け国土建第265号)から追加された部分)

- (2) (1)の場合において、一の主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、原則2件程度とする。
- (3) (1)及び(2)の適用に当たっては、法第26条第3項が、公共性のある施設等に関する重要な工事について、より適正な施工を確保するという趣旨で設けられていることにかんがみ、個々の工事の難易度や工事現場相互の距離等の条件を踏まえて、各工事の適正な施工に遺漏なきよう発注者が適切に判断することが必要である。

2. 現場代理人の常駐義務緩和に関する適切な運用について

平成22年7月の標準約款の改正により、現場代理人の常駐義務を緩和する旨の規定(標準約款第10条第3項)が追加されたことを受け、「現場代理人の常駐義務緩和に関する適切な運用について」(平成23年11月14日付け国土建第161号)(別紙1)において、適切な運用に努めるよう、お願いしてきたところであるが、引き続き、当該規定の趣旨を踏まえ、現場代理人の常駐義務緩和について適切に運用されたい。

なお、現場代理人の常駐義務の緩和により、法第26条第3項に基づく監理技術者等の専任義務が緩和されるものではないことに留意されたい。

3. 監理技術者等の専任を要しない期間の明確化について

監理技術者等の専任を要しない期間については、制度運用マニュアルのほか、「主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間の明確化について」(平成21年6月30日付け国総建第75号)(別紙2)において、適切に設定されるよう、お願いしてきたところであるが、引き続き、これらの趣旨を踏まえ、監理技術者等の専任を要しない期間について適正に運用されたい。

以 上

【別紙 1】

国 土 建 第 1 6 1 号

平成 2 3 年 1 1 月 1 4 日

各公共発注者 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

現場代理人の常駐義務緩和に関する適切な運用について

昨年 7 月の公共工事標準請負契約約款（以下「標準約款」という。）の改正により、現場代理人の常駐義務を緩和する旨の規定（標準約款第 1 0 条第 3 項）が追加されたことを受け、他の工事の現場代理人を兼ねるようになった例もありますが、当該規定の趣旨及び運用上の留意事項は下記のとおりですので、参考にされるとともに、適切な運用に努められますようお願いします。

また、都道府県におかれましては、貴管内の市区町村（指定都市を除く）及び公共発注者への周知徹底をお願いいたします。

記

現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の運営、取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項（請負代金額の変更、契約の解除等を除く。）を処理する受注者の代理人であることから、発注者との常時の連絡に支障を来さないよう、工事現場への常駐（当該工事のみを担当し、かつ、作業期間中常に工事現場に滞在していること）が義務づけられている（標準約款第 1 0 条第 2 項）。

しかしながら、昨今、通信手段の発達により、工事現場から離れていても発注者と直ちに連絡をとることが容易になってきていることから、厳しい経営環境下における施工体制の合理化の要請にも配慮し、一定の要件を満たすと発注者が認めた場合^(※)には、例外的に常駐を要しないこととすることができるとされた（標準約款第 1 0 条第 3 項）。

(※) 工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると発注者が認めた場合

具体的にどのような場合に常駐義務を緩和するかについては、受注者から現場代理人

に付与された権限の範囲や、工事の規模・内容等に応じた運営、取締り等の難易等を踏まえて発注者が判断すべきものであるが、その基本的な考え方を示せば次のとおりである。

- (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間や、工事の全部の施工を一時中止している期間等、工事現場の作業状況等に応じて、発注者との連絡体制を確保した上で、常駐義務を緩和することが考えられる。
- (2) (1) 以外にも、次の①及び②をいずれも満たす場合には、常駐義務を緩和することが考えられる。

- ① 工事の規模・内容について、安全管理、工程管理等の工事現場の運営、取締り等が困難なものでないこと（安全管理、工程管理等の内容にもよるが、例えば、主任技術者又は監理技術者の専任が必要とされない程度の規模・内容であること）
- ② 発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡をとれること

また、常駐義務の緩和に伴い、他の工事の現場代理人又は技術者等を兼任することも可能となったところであるが、これまでの運用実態も踏まえると、兼任を可能とする典型的な例としては、(2) ①及び②並びに次のアからウまでの全てを満たす場合が挙げられる。

ア 兼任する工事の件数が少数であること

(工事の規模・内容、兼任する工事間の近接性等にもよるが、例えば2～3件程度)

イ 兼任する工事の現場間の距離（移動時間）が一定範囲内であること

(工事の規模・内容、兼任する工事件数等にもよるが、例えば同一市町村内であること)

ウ 発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと

なお、上記によっても、建設業法第26条第3項に基づく主任技術者又は監理技術者の専任義務が緩和されるものではないことに留意する必要がある。

【別紙 2】

国 総 建 第 7 5 号
平成 2 1 年 6 月 3 0 日

公共工事発注担当部局の長 あて

国土交通省総合政策局建設業課長

主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間の明確化について

建設業法第 2 6 条に定める工事現場に置く主任技術者又は監理技術者（以下「監理技術者等」という。）は、請負代金の額が 2 千 5 百万円（建築一式工事である場合にあつては、5 千万円）以上の一定の建設工事については、工事現場ごとに専任の者でなければならないとされているところです。「監理技術者制度運用マニュアルについて」（平成 1 6 年 3 月 1 日付け国総建第 3 1 5 号。以下単に「運用マニュアル」という。）に基づき、かねてよりその適正な運用をお願いしているところですが、このうち、監理技術者等の専任を要しない期間については、適切な運用が行われていない事例が見受けられるところです。

建設工事の適正な施工を確保しつつ、建設業の生産性の向上を図るためには、専任を要しない期間についても適切に設定することが必要であり、その設定に当たっては、下記の事項に特に留意されるよう改めてお願いします。また、貴管下の関係機関に対しても周知及び徹底方お願いします。

記

1. 工事現場に設置する監理技術者等については、建設工事の請負契約の締結前においては、その設置が不要であることは当然のことであるが、請負契約の締結後においても、運用マニュアルで定める一定の期間について、発注者と建設業者の間で設計図書若しくは打合せ記録等の書面により明確となっていることを条件に、たとえ契約工期

中であっても工事現場への専任は要しないことに留意すること。

特に、運用マニュアル三「(2) 監理技術者等の専任期間」で定めている①「請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの間。）」、及び同④「工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間」については、監理技術者等の工事現場への専任を要しない期間とされているものの、専任を要しない期間が設計図書若しくは打合せ記録等の書面により明確となっていないために、必要以上に専任を求められる事例が見受けられる。したがって、以下の記載方法例を参考にして、工事現場への専任を要しない期間を明確にすること。

また、発注者は、工事現場への専任を要しない期間を書面により明確にしている場合には、当該期間に監理技術者等の専任を求めることのないようにすること。

なお、同④「工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間」については、発注者の都合により検査が遅延した場合は、その期間も専任を要しないことに留意すること。

＜記載方法例＞

※設計図書（仕様書又は現場説明書）に以下の事項を記載する。

①現場施工に着手するまでの期間に関する記載方法例

【現場施工に着手する日が確定している場合】

- 請負契約の締結の日の翌日から平成〇〇年△△月××日までの期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

【現場施工に着手する日が確定していない場合】

- 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。

②検査終了後の期間に関する記載方法例

- 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、請負者に通知した日（例：「完成検査確認通知書」等における日付）とする。

.....

2. 運用マニュアル三「(2) 監理技術者等の専任期間」③中「橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事」について、工場製作のみが行われている期間は監理技術者等の工事現場への専任を要しないこととされているが、これは、「橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター」の工場製作を含む工事に限る趣旨ではなく、発電機・配電盤等の電機品などを含め、工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間における工事現場への専任を要しないとの趣旨であること。

(参 考)

○監理技術者制度運用マニュアルについて(平成16年3月1日国総建第315号)(抄)

三 監理技術者等の工事現場における専任

(2) 監理技術者等の専任期間

- ・ 発注者から直接建設工事を請け負った建設業者が、監理技術者等を工事現場に専任で設置すべき期間は契約工期が基本となるが、たとえ契約工期中であっても次に掲げる期間については工事現場への専任は要しない。ただし、いずれの場合も、発注者と建設業者の間で次に掲げる期間が設計図書もしくは打合せ記録等の書面により明確となっていることが必要である。
 - ① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの間。）
 - ② 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
 - ③ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
 - ④ 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間

なお、工場製作の過程を含む工事の工場製作過程においても、建設工事を適正に施工するため、監理技術者等がこれを管理する必要があるが、当該工場製作過程において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の監理技術者等がこれらの製作を一括して管理することができる。

(以下略)